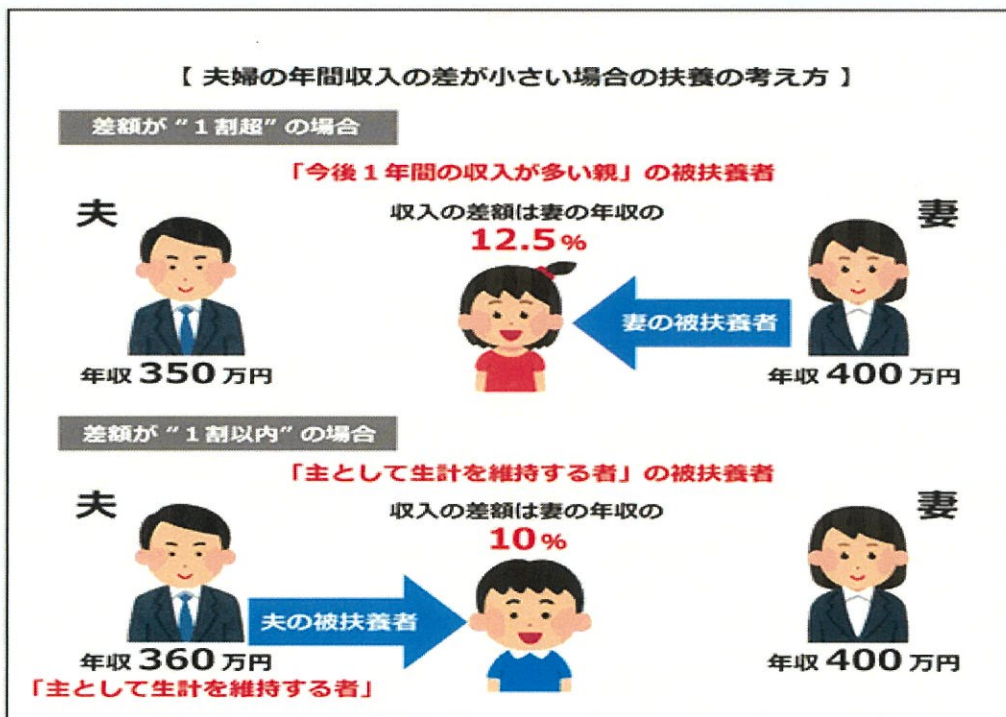


夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

令和3年4月30日の厚生労働省通知により、夫婦共に被保険者である場合の被扶養者の認定基準が明確化され令和3年8月1日より施行されました。他の健康保険組合でも多数が対応しているところです。当健保でも、通達に基づき2024年度被扶養者資格確認より、夫婦共働きの方の生計維持者の確認を開始いたします。

夫婦共同扶養とは、夫婦共働きで被扶養者がいる場合を言います。この場合、年間収入が多い被保険者の被扶養者とする。

★ 夫婦の年間収入の差が小さい場合の扶養の考え方



※ 夫婦の年間収入の差額が年間収入の多いほうの1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持している者の被扶養者とする。

【必要添付書類】

当健保に加入していない配偶者の（非）課税証明書 または
令和6年度地方税決定通知書（令和6年1月～12月所得分）（写）可

※ 夫婦共に当健保加入の場合および戸籍上の配偶者がいない場合は添付不要